

伊勢原うまいもの遺産創造委員会 会 則

伊勢原うまいもの遺産創造委員会 会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は会員の相互扶助の精神に基づき本会に必要な商品開発事業やイベント事業等を行うことによって伊勢原全体の発展をはかるとともに会員相互の連携と伊勢原のシティセールスに寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「伊勢原うまいもの遺産創造委員会」（以下、「本会」という）と称し事務局を伊勢原市観光所管課に置く。

(組 織)

第3条 本会は、会長、委員、コーディネーター、協力者をもって組織する。

(会 員)

第4条 本会の目的に賛同し、会長及び委員3名が認める伊勢原市在住者もしくは在勤者、伊勢原市での事業展開を検討している者であれば参加することができる。

(運 営)

第5条 本会は、会員全員をもって組織運営をする。

第2章 事 業

(事 業)

第6条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 商品開発事業
- (2) 宣伝、広告に関する事業
- (3) イベント事業
- (4) 会員相互の親睦に関する事業
- (5) 調査研究事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 費)

第7条 原則会費は無償とする。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は満1ケ年とし、毎年4月1日から始まり翌年3月

31日を以って終わるものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会の事業執行をするため、会長を置く。

(役員を選出)

第10条 会長は会員の推薦で選出する。

(役員の任期)

第11条 会長の任期は1年とする。但し再選は妨げない。

(役員の退任)

第12条 会長の退任は、任期満了または会員の資格を失ったときとする。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表し会務を統括する。

第4章 定例会

(定例会)

第14条 定例会は会員によって構成され、会長の招集で開催する。

2 定例会の議長は会長がこれにあたる。

(定例会の付議事項)

第15条 定例会に付議する事項は次の通りとする。

(1) 本会会則の変更

(2) その他本会運営に必要な事項

(定例会議事録)

第16条 定例会の議事については議事録を作成し、議事の経過、議決の結果を会員に都度共有する。

第5章 その他

(会則の改正)

第17条 本会の会則は、定例会の決定を得て改正することができる。

(その他)

第18条 本会の会則で定める以外の事案に必要な事項は、定例会の決定を得て実施する。

{付 則}

1：旧会則を廃し、本会則は令和6年9月1日より施行